

第 2 章 消防同意事務審査要領

第 1 節 総論

第 1 審査上の留意事項

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から関与し、防火に関する全ての規定について審査するものである。

このことから、関係法令の防火に関する規定の審査はもとより規制目的に沿った合理的且つ効果的な指導を行うこと。

- 1 消防同意は、建築物の出火防止並びに災害が発生した場合の避難、通報、消火及び延焼拡大防止、また消火活動等の防災対策について、総合的に審査すること。
- 2 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮し、建築物の防火上の安全を基本として他の要素と調和のとれるよう、建築物の用途、使用実態に応じて指導すること。
- 3 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の各種技術開発を踏まえて、これらの実態に即した指導をすること。
- 4 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 5 法令で定める消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づき設置されるものについても防火上重要な事項については、原則として本技術基準を適用し指導すること。
- 6 消防同意に際し、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合は、各署、各課の担当班との連絡・連携等を配慮すること。
- 7 審査の結果、「第 2 防火に関する規定」に抵触している場合は、原則として不同意とするものであるが、建築主事及び指定確認検査機関との協議等により当該抵触している部分の変更等を行うことにより措置するものであること。
- 8 消防同意の事務の取扱いについては、「大分市消防同意事務処理規程」等によること。